

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 第1項各号の一に該当し文部科学省から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>5及び6 省略</p> <p>第5条～第63条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(職員の定義及び適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。</p> <p>二 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。</p> <p>三 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。</p> <p>2及び3 省略(現行どおり)</p> <p>4 第1項各号の一に該当し文部科学省等から委託された、受託事業契約による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「東京農工大学キャリアパス支援センター事業」に従事する職員就業規則及び国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくりITエンジニア育成プログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。</p> <p>5及び6 省略(現行どおり)</p> <p>第5条～第63条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり) 附 則 (20 経教 規則第15号) <u>この規程は、平成20年8月1日から施行する。</u></p>	